

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 要措置区域

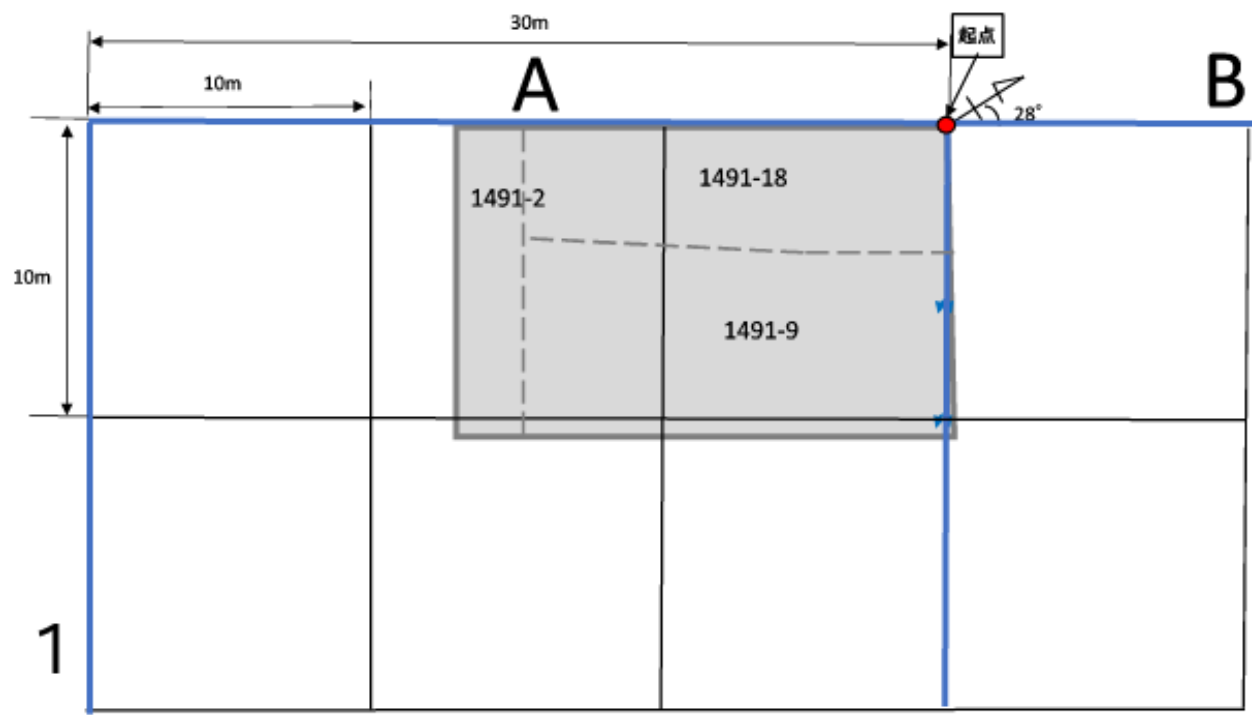
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市上福岡二丁目千四百九十一番二の一部、千四百九十一番九、千四百九十一番十八）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

#### 三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定



**【起点】**  
起点は、埼玉県ふじみ野市上福岡二丁目1491番18の最北端

**【格子の回転角度】**  
28度

- : 要措置区域に指定する区画
- : 敷地境界
- - : 地番境界